

各医療機関の開設者 殿

青森県健康医療福祉部保健衛生課長
(公 印 省 略)

新興感染症対応力強化事業の事業計画書の提出について（三次募集の御案内）

日頃から本県の感染症対策行政に御協力いただき感謝申し上げます。

標記について、三次募集を行うこととなりましたので、下記のとおり御提出くださるようお願いいたします。

記

1 提出資料

医療施設等設備整備費関係資料

- ・ 設備整備事業概要（様式 1－20）
- ・ 申請者情報等について（設備）

※設備のみであり、施設の募集は行っておりません。

2 その他送付資料

- （1）令和 8 年度新興感染症対応力強化事業費補助金交付要綱
- （2）事業計画書作成に関する留意事項について

3 事業計画書作成に関する留意事項

- （1）本事業の国予算は令和 7 年度予算繰越であるため、令和 8 年度中の事業完了が必須であることに注意してください。
- （2）国の内示結果により調整（按分、機関選定等）が発生することを御了承のうえ、御提出ください（調整した場合の調整方法等は別途お知らせする予定です）。
- （3）事業計画書の作成に当たっては、関係法令及び交付要綱を遵守してください。
- （4）提出資料については、本通知に添付している様式を使用してください。
- （5）その他の留意事項については「事業計画書作成に関する留意事項について」を参照してください。

4 提出期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）必着

5 提出方法

下記アドレスあてに電子メールで提出してください。

提出先アドレス：kyoutei@pref.aomori.lg.jp

担当：感染症対策グループ TEL：017-734-9141

令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「法」という。)に基づき、県と医療措置協定(法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。)を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、これら医療機関が行う令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設設備整備事業)実施要綱(以下「実施要綱」という。)の3に規定される事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、当該医療機関の設置者に対し、令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、別表第1欄の補助事業区分ごとにそれぞれ次のとおりとする。

(1) 医療施設等施設整備事業(病室の感染対策に係る整備、病棟等の感染対策に係る整備)

法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する(協定締結が決まっている場合を含む。)病院及び診療所

(2) 医療施設等施設整備事業(個人防護具保管施設の整備)

ア 法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する(協定締結が決まっている場合を含む。)病院及び診療所

イ 同項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する(協定締結が決まっている場合を含む。)病院及び診療所

ウ 同項第3号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する(協定締結が決まっている場合を含む。)病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所

(3) 医療施設等設備整備事業(簡易陰圧装置、検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)及び簡易ベッド)法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する(協定締結が決まっている場合を含む。)病院及び診療所

(4) 医療施設等設備整備事業(検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッド及びHEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。))

法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する(協定締結が決まっている場合を含む。)病院及び診療所

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、次により算出された額の合計額以内の額とする。

- (1) 別表第1欄の補助事業区分における第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して低い方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い方の額に同表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）とする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書（第2号様式）
- (2) 補助金所要額調書（第3号様式）
- (3) 補助事業に係る収支予算（見込）書の抄本（補助事業の収支予算額を備考欄等に記載すること。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、別途知事が定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 第4第2項の規定により提出した書類の内容に変更を加える場合（補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすものではないと県が認める軽微な変更を除く。）において、変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具とする。
- (5) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (6) 規則第19条ただし書きの規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とし、知事の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した(4)に規定する財産については、財産管理台帳(第6号様式)その他関係書類を(6)に規定する耐用年数を経過するまで整備保管し、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助対象事業に係る予算と決算の関係を明らかにした事業費補助金調書(第7号様式)を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を令和9年4月1日から5年間保管しておくこと。

ただし、(7)により価格が単価50万円以上の財産がある場合には、前記の期間経過後、当該財産の処分が完了する日、又は(6)の期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を令和9年4月1日から5年間保管しておくこと。

ただし、(7)により価格が単価30万円以上の財産がある場合には、前記の期間経過後、当該財産の処分が完了する日、又は(6)の期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)には、仕入控除税額報告書(第8号様式)により報告しなければならない。

なお、知事は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、概算払により交付する。なお、概算払の支払時期及び支払額については、別途文書により通知する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助金概算払請求書(第9号様式)の提出により行うものとする。ただし、補助事業者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、令和9年3月31日までに完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金精算額調書（第11号様式）
- (2) 実績報告書（第12号様式）
- (3) 補助事業に係る収支決算（見込）書の抄本（補助事業の決算額を備考欄等に記載すること。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(その他)

第10 特別の事情により第3、第4及び第8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年9月10日から施行する。

別表（第2、第3関係）

1 補助事業区分	2 種目	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
(1) 実施要綱3(1)①ア、イに規定する医療施設等施設整備事業（病室の感染対策に係る整備、病棟等の感染対策に係る整備）	病室の感染対策に係る整備	1室当たり 38,109,000 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）	3分の2
	病棟等の感染対策に係る整備	対象面積 1㎡当たり基準単価 558,000 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10分の10
(2) 実施要綱3(1)①ウ、(2)①及び(3)に規定する医療施設等施設整備事業（個人防護具保管施設の整備）	個人防護具保管施設の整備	対象面積 1㎡当たり基準単価 558,000 円	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10分の10
(3) 実施要綱3(1)②ア～ウに規定する医療施設等設備整備事業（簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）及び簡易ベッド）	簡易陰圧装置	1病床当たり 4,320,000 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	10分の10
	検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）	1台当たり 9,350,000 円		
	簡易ベッド	1台当たり 51,400 円		
(4) 実施要綱3(2)②ア～ウに規定する医療施設等設備整備事業（検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド及びHEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。））	検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）	1台当たり 9,350,000 円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費	10分の10
	簡易ベッド	1台当たり 51,400 円		
	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000 円		

第1号様式（第4関係）

番

令和

年

月

日

号

青森県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金交付申請書

令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 実施計画書（第2号様式）
- 3 補助金所要額調書（第3号様式）
- 4 収支予算（見込）書抄本
- 5 その他知事が必要と認める書類

第2号様式(第4関係)

(医療施設等施設整備事業)実施計画書

事業区分					
	施設名		所在地		
施工内容					
建物の構造及び面積	構造: ○階建 建築面積 m ² 延べ面積 m ²				
施工期間	着工	年 月 日	～	竣工	年 月 日
整備費内訳					
区 分	費 目	面 積	単 価	金 額	備 考
補助対象事業分		m ²	円	円	
	小 計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小 計				
合 計					
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

【留意事項】

・整備費内訳の「費目」欄は、国交付要綱(医療施設等施設整備費補助金交付要綱(厚生省発医第137号))の5(交付額の算定方法)の対象経費に定める各部門に区分して記入すること。

第2号様式（第4関係）

（医療施設等設備整備事業）実施計画書

- 1. 施設の名称
- 2. 施設の所在地
- 3. 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1. 補助対象事業分				円	円		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
2. 補助対象外事業分				円	円		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
合計	—	—	—	—	0	—	—

第3号様式(第4関係)

(医療施設等施設整備事業)補助金所要額調書

医療措置協定種別:

補助事業者名:

補助事業区分及び種目	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費の実支出額 D	基準額 E	選定額 F=MIN(D,E)	県補助基本額 G=MIN(C,F)	県補助所要額 H	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
第2(1)-1病室の感染対策に係る整備 専用の陰圧装置			0			0		0	
第2(1)-1病室の感染対策に係る整備 空調設備			0			0		0	
第2(1)-1病室の感染対策に係る整備 トイレ、バス等附属設備			0			0		0	
第2(1)-2病棟などの感染対策に係る整備 個室化するための可動式パーテーション			0			0		0	
第2(1)-2病棟などの感染対策に係る整備 病棟入り口の扉			0			0		0	
第2(1)-2病棟などの感染対策に係る整備 病棟のゾーニングを行うための改修			0			0		0	
第2(2)個人防護具保管施設の整備 個人防護具保管庫			0			0		0	
第2(2)個人防護具保管施設の整備 個人防護具保管スペース確保のための改修			0			0		0	
			0			0		0	
			0			0		0	
合計									

【留意事項】

- 医療措置協定種別は、プルダウンから選択すること。
- 補助事業者名は、開設者が医療法人の場合は法人名を、開設者が個人の場合は医療機関名を記入すること。
- 「補助事業区分」欄のうち該当する箇所記入すること。なお、下段には設備の名称を記入すること。
- E欄には、交付要綱別表第3欄に基づいて積算した額を記入すること。
- F欄には、D欄又はE欄のいずれか低い額を記入すること。
- G欄には、C欄又はF欄のいずれか低い額を記入すること。
- H欄には、G欄の額に交付要綱別表第5欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)

(参考)基準額【補助率】

病室の感染対策に係る整備:38,109,000円/1室【県2/3、事業者1/3】

病室の整備対策に係る整備以外:558,000円/1㎡【県10/10、事業者0】

医療措置協定種別一覧
法第36条の2第1項第1号「病床確保」
法第36条の2第1項第2号「発熱外来」
法第36条の2第1項第3号「自宅療養者への医療の提供」
補助事業区分一覧
第2(1)-1病室の感染対策に係る整備
第2(1)-2病棟などの感染対策に係る整備
第2(2)個人防護具保管施設の整備

(医療施設等設備整備事業)経費所要額調書

医療措置協定種別:

補助事業者名:

補助事業区分	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C = A - B	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	選定額 F = MIN (D,E)	県補助額 G = MIN (C,F)	県補助額 H	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
第2(3)簡易陰圧装置【病床確保】								千円未満切り捨て	
【商品名】			0			0	0	0	
第2(3)検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)【病床確保】									
【商品名】			0			0	0	0	
第2(3)簡易ベッド【病床確保】									
【商品名】			0			0	0	0	
第2(4)検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)【発熱外来】									
【商品名】			0			0	0	0	
第2(4)簡易ベッド【発熱外来】									
【商品名】			0			0	0	0	
第2(4)HEPAフィルター付き空気清浄機【発熱外来】									
【商品名】			0			0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

【留意事項】

- 1 医療措置協定種別は、プルダウンから選択すること。
- 2 補助事業者名は、開設者が医療法人の場合は法人名を、開設者が個人の場合は医療機関名を記入すること。
- 3 「補助事業区分」欄のうち該当する箇所記入すること。なお、下段には設備の名称を記入すること。
- 4 E欄には、交付要綱別表第3欄に基づいて積算した額を記入すること。
- 5 F欄には、D欄又はE欄のいずれか低い額を記入すること。
- 6 G欄には、C欄又はF欄のいずれか低い額を記入すること。

医療措置協定種別一覧
法第36条の2第1項第1号「病床確保」
法第36条の2第1項第2号「発熱外来」
補助事業区分一覧
第2(3)簡易陰圧装置【病床確保】
第2(3)検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)【病床確保】
第2(3)簡易ベッド【病床確保】
第2(4)検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)【発熱外来】
第2(4)簡易ベッド【発熱外来】
第2(4)HEPAフィルター付き空気清浄機【発熱外来】

第4号様式（第5関係）

番	号
令和	年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青保第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業について、事業の内容及び経費の配分を下記のとおり変更したいので、令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金交付要綱第5第1号の規定により承認願います。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）変更後の事業実施計画書（第2号様式）及び所要額調書（第3号様式）を添付し、変更箇所に下線を引くこと。

第5号様式（第5関係）

番	号
令和	年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青保第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた
令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業について、下記のとおり中止（廃止）したい
ので、令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金交付要綱第5第2号の規定に
より承認願います。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

財 産 管 理 台 帳

事業名	事業実施主体名	取得等した財産の内容				経費の負担区分			処分制限期間		処分の状況		備考
		名称	規格、 数量等	取得等年月日	取得等金額	県補助金 (補助率)	自己資金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
(1) 医療施設等施設整備事業（病室の感染対策に係る整備、病棟等の感染対策に係る整備）					円	円	円	円					
(2) 医療施設等施設整備事業（个人防护具保管施設の整備）					円	円	円	円					
(3) 【病床確保】医療施設等設備整備事業（簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）及び簡易ベッド）					円	円	円	円					
(4) 【発熱外来】医療施設等設備整備事業（検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド及びHEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。））					円	円	円	円					

【留意事項】

- 1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記載すること。
- 2 「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。
- 3 「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。

事業費補助金調書

申請者名

医療機関名

(単位：円)

事業区分	県		補 助 事 業 者							
	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出				備 考
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	うち県補助 金相当額	
(1) 医療施設等施設整備事業（病室の感染対策に係る整備、病棟等の感染対策に係る整備）	円			円	円		円	円	円	
(2) 医療施設等施設整備事業（個人防護具保管施設の整備）	円			円	円		円	円	円	
(3) 【病床確保】医療施設等設備整備事業（簡易陰圧装置、検査機器（P C R検査装置、等温遺伝子増幅装置）及び簡易ベッド）	円			円	円		円	円	円	
(4) 【発熱外来】医療施設等設備整備事業（検査機器（P C R検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド及びH E P Aフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。））	円			円	円		円	円	円	

- 【留意事項】
- 1 「科目欄」のうち、歳入については、款・項・目・節を、歳出については、款・項・目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」欄は、歳入については、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出については、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

番	号		
令和	年	月	日

青森県知事 殿

補助事業者 住 所

氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け青保第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金について、令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金交付要綱第5第9号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 青森県補助金等の交付に関する規則第13条に基づく確定補助金額
（令和 年 月 日付け青保第 号による補助金の確定額）
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 円

3 上記2の額が0円の場合、その理由

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け青保第 号で交付の決定の通知を受けた令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業費補助金として下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 概算払受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残額 円

振込先金融機関 （店舗名）	1 普通預金 2 当座預金 3 （ ）
口座番号	
口座名義人	

※補助事業者と口座名義人が異なる場合には、委任状を提出すること。

番	号		
令和	年	月	日

青森県知事 殿

補助事業者 住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青保第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた令和8年度青森県新興感染症対応力強化事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業完了（廃止）年月日 令和 年 月 日
- 2 補助金精算額調書（第11号様式）
- 3 実績報告書（第12号様式）
- 4 収支決算（見込）書抄本
- 5 その他知事が必要と認める書類

(医療施設等施設整備事業)補助金精算額調書

医療措置協定種別:

補助事業者名:

補助事業区分及び種目	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C=A-B	対象経費の実支出額 D	基準額 E	選定額 F=MIN(D,E)	県補助基本額 G=MIN(C,F)	県補助所要額 H	県補助交付決定額 I	県補助受入済額 J	差引追加交付(一部取消)申請額 K=J-H	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円 千円未満切り捨て	円	円	円	
第2(1)－1病室の感染対策に係る整備 専用の陰圧装置			0			0	0	0	0		0	
第2(1)－1病室の感染対策に係る整備 空調設備			0			0	0	0	0		0	
第2(1)－1病室の感染対策に係る整備 トイレ、バス等附属設備			0			0	0	0	0		0	
第2(1)－2病棟などの感染対策に係る整備 個室化するための可動式パーテーション			0			0	0	0	0		0	
第2(1)－2病棟などの感染対策に係る整備 病棟入り口の扉			0			0	0	0	0		0	
第2(1)－2病棟などの感染対策に係る整備 病棟のゾーニングを行うための改修			0			0	0	0	0		0	
第2(2)个人防护具保管施設の整備 个人防护具保管庫			0			0	0	0	0		0	
第2(2)个人防护具保管施設の整備 个人防护具保管スペース確保のための改修			0			0	0	0	0		0	
			0			0	0	0	0		0	
			0			0	0	0	0		0	
合計												

【留意事項】

- 1 医療措置協定種別は、ブルダウンから選択すること。
- 2 補助事業者名は、開設者が医療法人の場合は法人名を、開設者が個人の場合は医療機関名を記入すること。
- 3 「補助事業区分」欄のうち該当する箇所に記入すること。なお、下段には設備の名称を記入すること。
- 4 E欄には、交付要綱別表第3欄に基づいて積算した額を記入すること。
- 5 F欄には、D欄又はE欄のいずれか低い額を記入すること。
- 6 G欄には、C欄又はF欄のいずれか低い額を記入すること。
- 7 H欄には、G欄の額に交付要綱別表第5欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)

(参考)基準額【補助率】

病室の感染対策に係る整備:38,109,000円/1室 【県2/3、事業者1/3】

病室の整備対策に係る整備以外:558,000円/1㎡ 【県10/10、事業者0】

医療措置協定種別一覧

法第36条の2第1項第1号「病床確保」

法第36条の2第1項第2号「発熱外来」

法第36条の2第1項第3号「自宅療養者への医療の提供」

補助事業区分一覧

第2(1)－1病室の感染対策に係る整備

第2(1)－2病棟などの感染対策に係る整備

第2(2)个人防护具保管施設の整備

(医療施設等設備整備事業)補助金精算額調書

医療措置協定種別:

補助事業者名:

補助事業区分	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 C = A - B	対象経費の実支出額 D	基準額 E	選定額 F = MIN (D,E)	県補助基本額 G = MIN (C,F)	県補助額 H	県補助交付決定額 I	県補助受入済額 J	差引追加交付 (一部取消)申請額 K = J - H	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円 千円未満切り捨て				
第2(3)簡易陰圧装置【病床確保】												
【商品名】			0			0	0	0	0		0	
第2(3)検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)【病床確保】												
【商品名】			0			0	0	0	0		0	
第2(3)簡易ベッド【病床確保】												
【商品名】			0			0	0	0	0		0	
第2(4)検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)【発熱外来】												
【商品名】			0			0	0	0	0		0	
第2(4)簡易ベッド【発熱外来】												
【商品名】			0			0	0	0	0		0	
第2(4)HEPAフィルター付き空気清浄機【発熱外来】												
【商品名】			0			0	0	0	0		0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 【留意事項】
- 1 医療措置協定種別は、プルダウンから選択すること。
- 2 補助事業者名は、開設者が医療法人の場合は法人名を、開設者が個人の場合は医療機関名を記入すること。
- 3 「補助事業区分」欄のうち該当する箇所に記入すること。なお、下段には設備の名称を記入すること。
- 4 E欄には、交付要綱別表第3欄に基づいて積算した額を記入すること。
- 5 F欄には、D欄又はE欄のいずれか低い額を記入すること。
- 6 G欄には、C欄又はF欄のいずれか低い額を記入すること。

医療措置協定種別一覧
法第36条の2第1項第1号「病床確保」
法第36条の2第1項第2号「発熱外来」
補助事業区分一覧
第2(3)簡易陰圧装置【病床確保】
第2(3)検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)【病床確保】
第2(3)簡易ベッド【病床確保】
第2(4)検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)【発熱外来】
第2(4)簡易ベッド【発熱外来】
第2(4)HEPAフィルター付き空気清浄機【発熱外来】

第12号様式(第9関係)

(医療施設等施設整備事業)実績報告書

事業区分					
	施設名		所在地		
施工内容					
建物の構造及び面積	構造: ○階建				
	建築面積 m ²				
	延べ面積 m ²				
施工期間	着工 年 月 日		～	竣工 年 月 日	
整備費内訳					
区 分	費 目	面 積	単 価	金 額	備 考
補助対象事業分		m ²	円	円	
	小 計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小 計				
合 計					
財源内訳					
区分	金額		備考		
(1) 補助金	円 (内 訳)				
うち国					
うち都道府県					
(2) 地方債					
(3) 寄附金					
(4) その他(診療収入等)					
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

【留意事項】

- ・整備費内訳の「費目」欄は、国交付要綱(医療施設等施設整備費補助金交付要綱(厚生省発医第137号))の5(交付額の算定方法)の対象経費に定める各部門に区分して記入すること。
- ・上記の対象経費実支出額及び数量が確認できる書類を添付すること。

（ 医 療 施 設 等 設 備 整 備 事 業 ） 実 績 報 告 書

- 1. 施設の名称
- 2. 施設の所在地
- 3. 設備整備の内容

品 名	銘 柄	規 格	員 数	単 価	金 額	設 置 場 所	備 考
1. 補助対象事業分				円	円		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小 計	—	—	—	—	0	—	—
2. 補助対象外事業分				円	円		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小 計	—	—	—	—	0	—	—
合 計	—	—	—	—	0	—	—

【留意事項】
・ 上記の対象経費実支出額及び数量が確認できる書類を添付すること。

事業計画書作成に関する留意事項について

- 1 国の開設する医療機関は対象外ですが、国立大学法人や国が所管する独立行政法人については、補助対象となります。
- 2 事業の着手については国の内示後です。
- 3 令和7年度補正予算による本事業は8年度中に完了させる必要があります。したがって、令和9年度以降への繰越(事故繰越)を前提とする整備は、認められません。
- 4 令和7年度補助事業者も事業計画提出可としますが、選定において優先順位が下がる可能性がありますことを御了承ください。
- 5 より多くの医療機関に当該補助金を活用いただくため、今年度既に当該補助金を申請済みの医療機関又は内示を受けている医療機関は対象外とします。